

危険なブロック塀等の改修事業 補助金制度のご案内 【令和7年度】

（狹山市危険ブロック塀等改修事業補助金交付要綱）

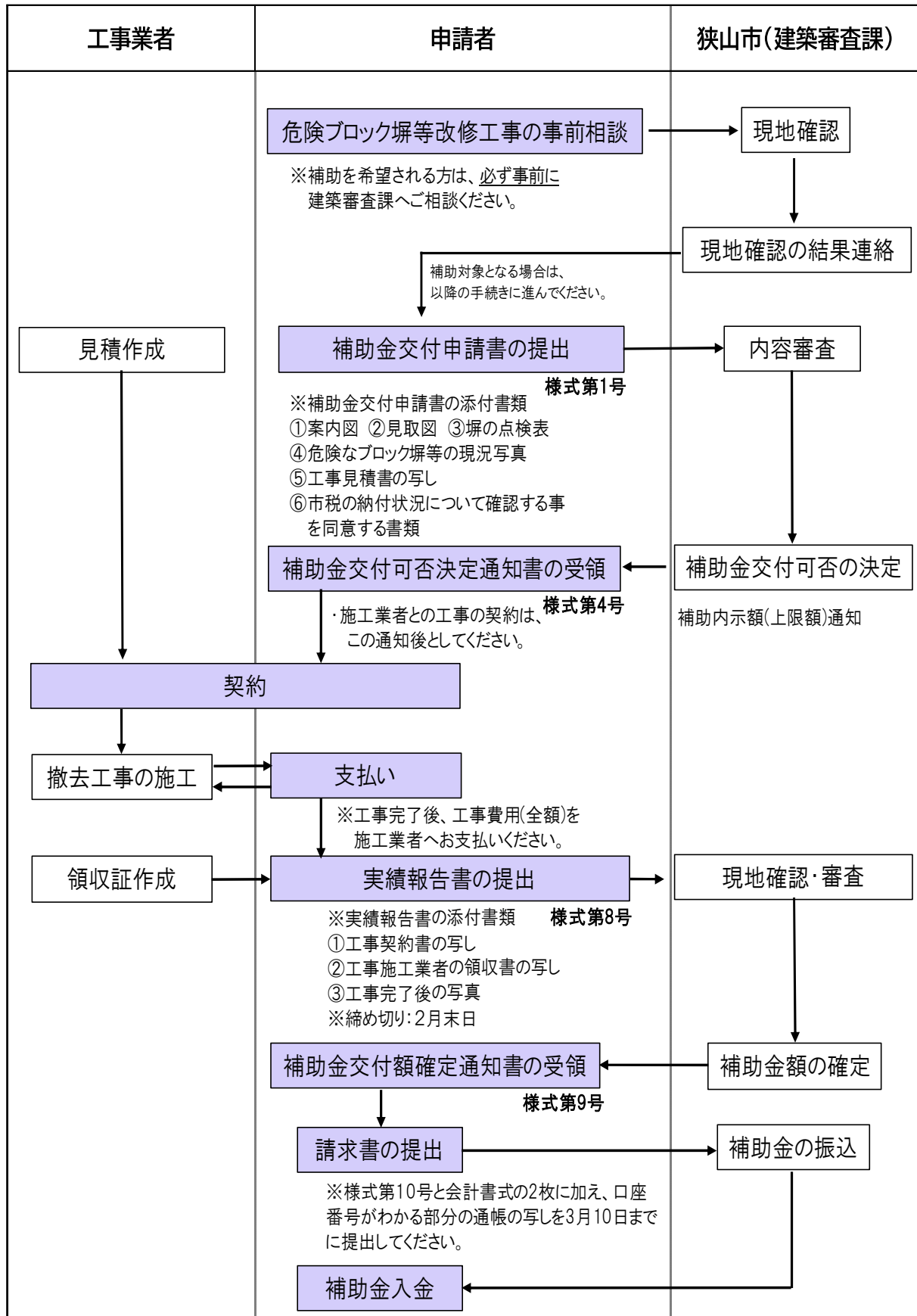


※補助申請の手続きの前に事前相談が必要です。

狹山市 都市建設部 建築審査課

（狹山市役所 2 階 電話 04-2953-1111 内線 2171・2172）

1 補助金申請手続きの流れ



2 申請の前にご確認ください

(1) 補助対象となるブロック塀等※

次のすべての要件を満たすものが対象となります。

○市内の道路(2 項道路も可能となります)に接して築造された塀

※幅員 4 メートル未満のみなし道路部分にある塀は、狭山市建築
行為に係る後退部分等の整備要綱を活用してください。

○道路からの高さが1 メートル以上の塀

○地震によって倒壊する恐れがあると認められる塀

(2) 補助申請ができる方

○市内の、危険なブロック塀を所有し、又は管理する方(法人含む)

(ただし、市税を滞納している方は申請できません。)

(3) 補助対象となる工事

○危険なブロック塀等を撤去する工事

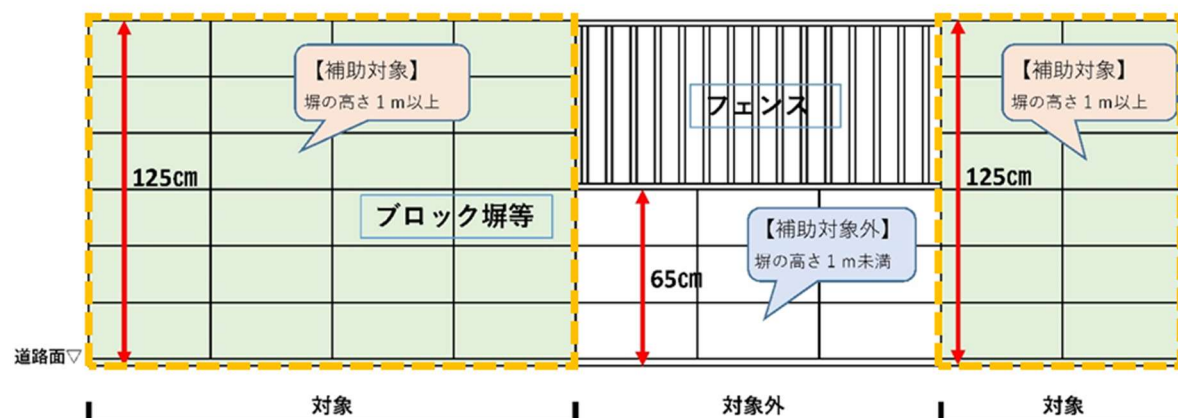
○危険なブロック塀等の一部を撤去し、道路からの高さが概ね
65センチメートル以下の塀とする工事

※ブロック塀等とは

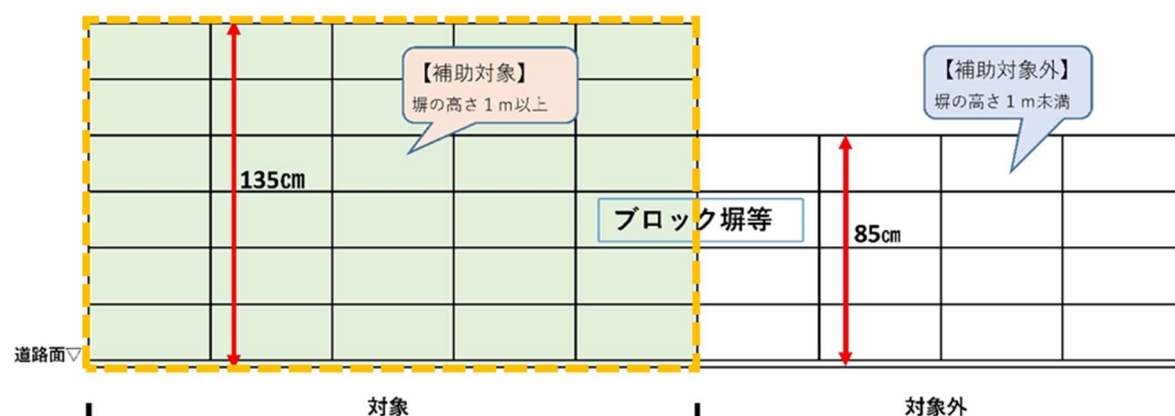
コンクリートブロック塀、石塀、れんが塀、万年塀、その他
これらに類する塀(門柱を含む)

■補助対象となる撤去工事の一例

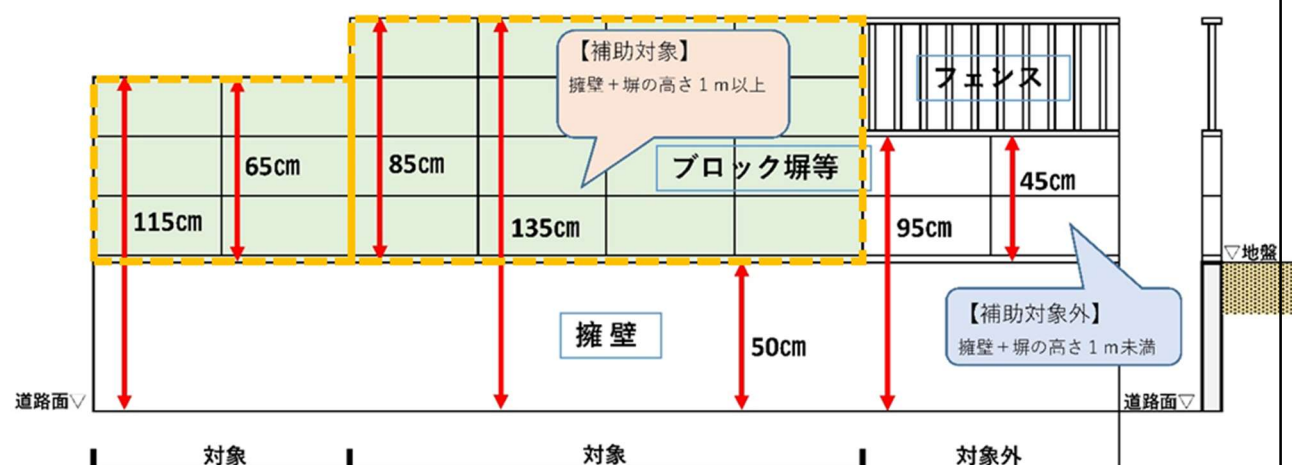
○例 1 ブロック塀で一部フェンスがある場合



○例 2 ブロック塀で高さに違いがある場合



○例 3 擁壁の上のブロック塀の場合



(4) 補助金額

補助項目	補助金額	補助額の上限
撤去工事	撤去工事費の 2/3 又は 12,000 円/m のいずれか少ない額	30 万円

※撤去長さが 15m 以上の場合、補助額が最大 5 万円加算されます。
(ただし、補助額の合計は撤去工事に要する経費を超えないこと。)

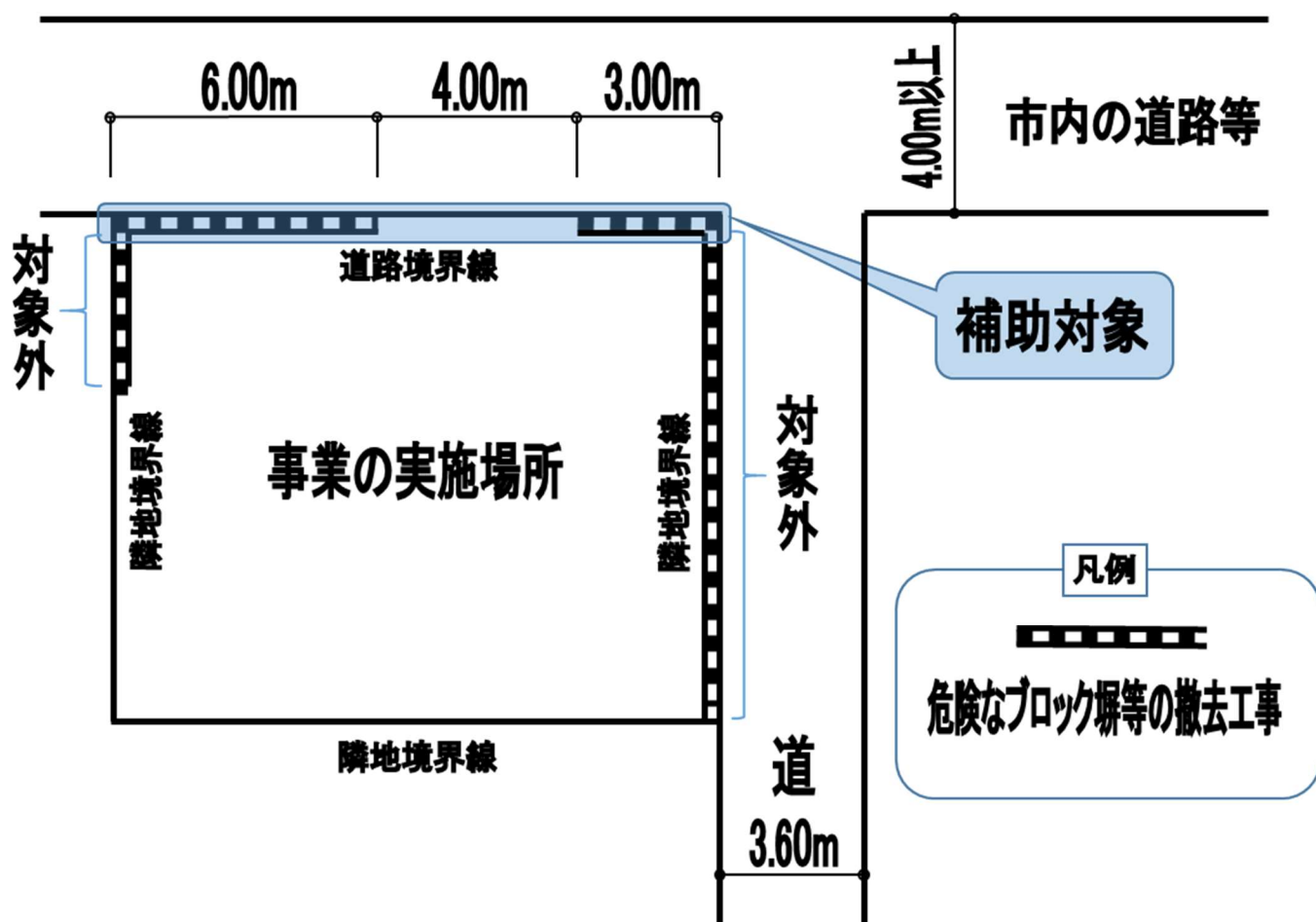
(5) 補助の対象とならない場合について

○以下の場合は補助の対象外です。

- ・狭山市建築行為に係る後退部分等の整備要綱に基づき補助金の交付の対象となる事業
- ・狭山市宅地等の開発に関する指導要綱第 3 条に規定する開発事業による事業

■ 補助金額の算出例

● 補助金額（加算なし）



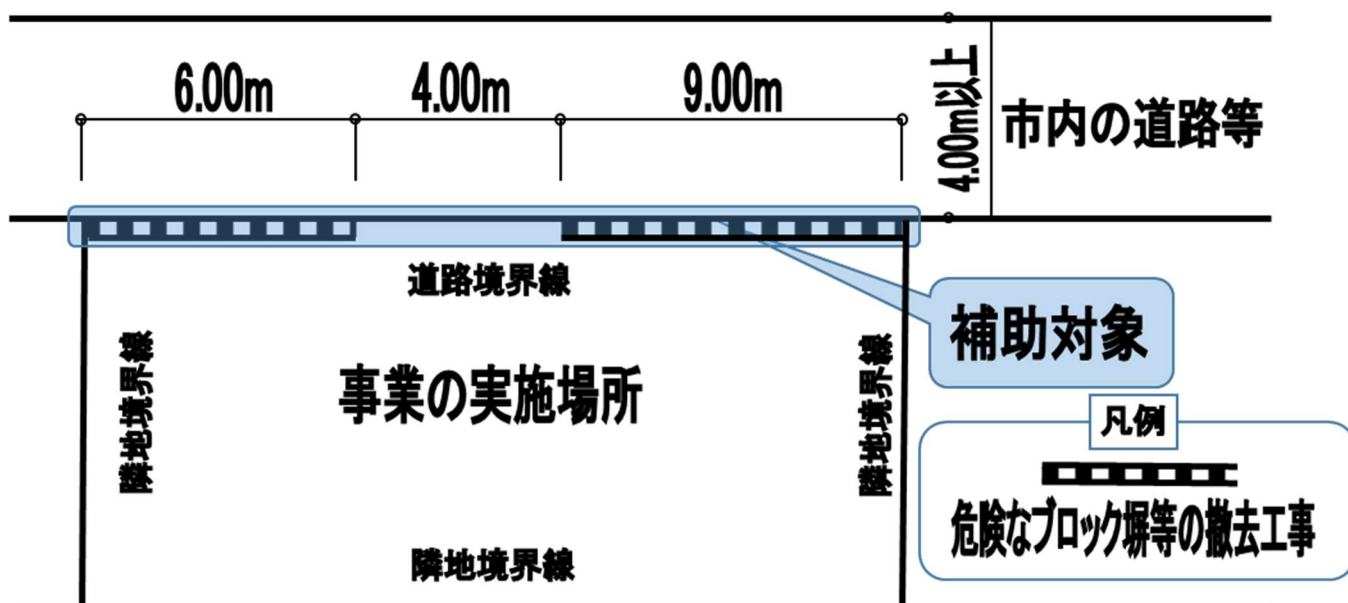
・ 工事費（例：95,000 円）の 2/3 の額＝63,000 円 . . . ①

・ 〔6.00m+3.00m〕 × 12,000 円 =108,000 円 . . . ②

※①と②のいずれか少ない額で上限30万円とする。

⇒以上より、補助金額：63,000 円

●補助金額（加算あり）



・工事費（例 300,000 円）の $\frac{2}{3}$ の額＝200,000 円 . . . ①

・〔6.00m+9.00m〕 × 12,000 円＝180,000 円 . . . ②

※①と②のいずれか少ない額で上限30万円とする。

⇒よって、撤去の補助金額 180,000 円 (ア)

◎撤去長さの合計が15m以上のため、加算されます。

⇒よって、加算額 50,000 円 (イ)

⇒補助金額：(ア) + (イ) =230,000 円

3 申請手続きについて

(1) 事前相談

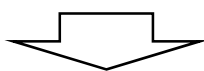
補助金の対象となるかどうか現地を確認したうえで判断しますので、「別紙1」の「相談票」に必要事項をご記入のうえ、建築審査課へ提出してください。

(2) 補助金の交付申請書

現地確認の結果をご連絡します。対象となる場合は、「様式第1号」の「申請書」に次の書類を添付して提出してください。

No	添付書類	備考
①	案内図	住宅地図やインターネットの地図等
②	見取図	敷地と塀の位置のわかるもの
③	塀の点検表	「様式第2号」又は「様式第3号」
④	危険なブロック塀等の現況写真	全体が判るもの
⑤	工事見積書の写し	内訳の内容が判るもの
⑥	市税の納付状況について確認する事を同意する書類	様式あ号

※この他にも書類の提出をお願いする場合があります。



内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは「狭山市危険ブロック塀等改修事業補助金交付可否決定通知書（様式第4号）」を郵送します。

この書類を受領した後に、工事会社と契約をし、工事を進めてください。（契約者名と申請者名は同一としてください。）

(3) 工事内容を変更する場合

工事を進めていくなかで工事内容が変わるときは、あらかじめ「**変更承認申請書（様式第5号）**」に変更内容に係る書類を添付し提出してください。

変更内容を承認したときは「**狭山市危険ブロック塀等改修事業変更承認可否通知書（様式第6号）**」を郵送しますので、受領後に変更工事を進めてください。

(4) 工事を中止する場合

やむを得ない理由で工事を取りやめるときは、速やかに「**補助金交付辞退届（様式第7号）**」を提出してください。

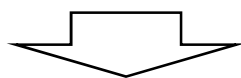
なお、既に工事着手している部分の費用については、補助金の支出はされませんので、ご注意ください。

(5) 工事が完了したら

全ての工事が完了したときは、速やかに「**実績報告書（様式第8号）**」に次の書類を添付して提出してください。

なお、この書類の提出期限は、**令和8年2月末日**までとなります。

No	添付書類
①	工事契約書の写し
②	工事に係る領収書の写し
③	工事完了後の写真



報告書の内容を審査し、最終的な補助金額が決定したときは、「**狭山市危険ブロック塀等改修事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）**」を郵送します。

(6) 補助金の請求について

前ページの「額確定通知書」を受領後、「補助金請求書（様式第 10 号）」と、市会計課様式の「請求書」に加え、振込先を確認できる書類（通帳等の写し）を提出してください。

◆振込先の口座名義人は、申請者と同一にしてください。

◆振込先の金融機関名は、現在の名称を正確に記入してください。

例：×りそな銀行 狭山支店 ⇒ ○埼玉りそな銀行 狭山支店

×三菱東京 UFJ 銀行 狭山支店 ⇒ ○三菱 UFJ 銀行 狭山支店

※請求書の提出期限は、令和 8 年 3 月 1 0 日までとなります。

請求書の提出後、2 週間から 1 か月程度で補助金が振り込まれます。

(7) 補助金の申請期間について

年度ごとの補助事業となりますので、令和 8 年 2 月末日までにすべての工事が完了し、「狭山市危険ブロック塀等改修事業実績報告書」を提出する必要があります。

なお、年度の期末で、工事が完了する見込みがない場合、申請が受け付けられない事がありますので、ご注意ください。

(8) 新たに築造した塀の取扱いについて

本補助制度で新たに築造した塀については、適正に管理するとともに、完成後、5 年間は取り壊しや形態の変更はできません。

売却等で所有者が変わった場合も、同様です。

別紙 1

番 号	— No.
相談日	年 月 日
回答日	年 月 日

	課 長	主 幹	主 査	担 当
決 裁				

危険ブロック塀等改修事業補助金に係る相談票

※太枠内を記入してください

相談者	住所 〒
	氏名 電話
塀の所有者 又は 管理者	住所 〒
	氏名 電話
ブロック塀等の場所	狭山市
塀の所有形態	☐ 単独所有 ☐ 共有（ 名で共有） ☐ 申請者が管理者
塀の種類	☐ コンクリートブロック積 ☐ 石積 ☐ れんが積 ☐ 万年塀
	☐ その他（ ）
接する道路の幅	m
塀の大きさ	道路に面する長さ m
	道路からの高さ m（うち、基礎・擁壁高さ m）

※建築審査課記入欄

※建築審査課記入欄			
判 定	対象 ・ 対象外	現調予定日	月 日
		現 調 日	月 日

事前相談用点検表

(コンクリートブロック塀用)

相談 ーNo.

相談者氏名	
塀の場所	狭山市

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	地表面からの高さ 2.2m以下である	はい	いいえ
2	塀の厚さ	高さ 2 mを超える塀で厚さ15cm以上である 又は、高さ 2 m以下の塀で厚さ10cm以上である	はい	いいえ
3	鉄筋	塀の上端・基礎は横方向に　また塀の端部及び隅角部は縦方向に、それぞれ径 9 mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ (不明)
		塀内に径 9 mm以上の鉄筋が縦横80cm以内の間隔で配筋されている	はい	いいえ (不明)
4	控壁	3.4m以内ごとに　控壁がある	はい	いいえ
	高さ1.2mを超える場合	鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出している	はい	いいえ (不明)
5	基礎 〃	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ (不明)
6	傾き ひび割れ	全体的に傾いている 又は 1 mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
7	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
8	その他	塀が土留め壁を兼ねている又は石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
		ブロックが劣化して穴が開いている又は目地がずれている	いいえ	はい
判定				
	8 項目のうち、 1 つ以上の不適合がある		いいえ	はい
	道路からの高さが 1 m以上ある		いいえ	はい

確認欄	
確認日	
担当者	
確認結果	☐ 危険性の高いコンクリートブロック塀(ブロック塀等)に 該当します。
	☐ 危険性の高いコンクリートブロック塀(ブロック塀等)に 該当しません。

事前相談用点検表

(石積造塀用)

相談 ーNo.

相談者氏名	
塀の場所	狭山市

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	地表面からの高さ 1.2m以下である	はい	いいえ
2	壁の厚さ	最下段の厚さが高さの1/10以上ある	はい	いいえ
3	控壁	4 m以内ごとに塀の厚さの1.5倍以上突出している 又は、最下段の厚さが高さの15/100倍以上ある	はい	いいえ
4	基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ (不明)
5	傾き ひび割れ	全体的に傾いている 又は 1 mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
7	その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
判定				
	7 項目のうち、 1 つ以上の不適合がある		いいえ	はい
	道路からの高さが 1 m 以上ある		いいえ	はい

確認欄	
確認日	
担当者	
確認結果	☐ 危険性の高いコンクリートブロック塀(ブロック塀等)に 該当します。
	☐ 危険性の高いコンクリートブロック塀(ブロック塀等)に 該当しません。

狭山市危険ブロック塀等改修事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）狭山市長

（申請者）住 所
（フリガナ）
氏 名
電話番号

危険ブロック塀等改修事業に係る補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

事業の実施場所	狭山市
塀の所有形態	☐ 単独所有 ☐ 共有（ 名で共有） ☐ 申請者が管理者
撤去する塀の種類	☐ コンクリートブロック積 ☐ 石積 ☐ れんが積 ☐ 万年塀 ☐ その他（ ）
撤去する塀の大きさ	道路に面する長さ m 道路からの高さ m（うち、基礎・擁壁高さ m）
事業施行期間（予定）	年 月 日 から 年 月 日

- [添付書類] ☐案内図
☐見取図（裏面）
☐塀の点検表（様式第 2 号、又は様式第 3 号）
☐危険なブロック塀等の現況写真
☐工事見積書の写し
☐市税の納付状況について、確認することを同意する書類
☐その他市長が必要と認める書類

相談 — No.
申請 — No.

見取図

- (注) 1. 撤去する危険なブロック塀等、残すブロック塀等、の位置、構造、長さ、及び高さを記入して下さい。
2. 道路、建築物、方位等を記入して下さい。

様式第 2 号（第 8 条関係）

コンクリートブロック塀の点検表

年 月 日

（宛先）狭山市長

（申請者）住 所

（フリガナ）

氏 名

電話番号

補助金の申請にあたり、所有するコンクリートブロック塀を次のとおり点検いたしましたので、危険なブロック塀等に該当することを確認願います。

なお、点検の結果は事実に相違ありません。

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	地表面からの高さ 2.2m以下である	はい	いいえ
2	塀の厚さ	高さ 2 mを超える塀で厚さ15cm以上である 又は、高さ 2 m以下の塀で厚さ10cm以上である	はい	いいえ
3	鉄筋	塀の上端・基礎は横方向に また塀の端部及び隅角部は縦方向に、それぞれ径 9 mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ (不明)
		塀内に径 9 mm以上の鉄筋が縦横80cm以内の間隔で配筋されている	はい	いいえ (不明)
4	控壁	3.4m以内ごとに 控壁がある	はい	いいえ
	高さ1.2mを超える場合	鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出している	はい	いいえ (不明)
5	基礎 〃	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ (不明)
6	傾き ひび割れ	全体的に傾いている 又は 1 mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
7	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
8	その他	塀が土留めを兼ねている、又は石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
		ブロックが劣化して穴が開いている又は目地がずれている	いいえ	はい
判定				
	8項目のうち、 1つ以上の不適合がある		いいえ	はい
	道路からの高さが 1 m以上ある		いいえ	はい

狭山市確認欄	
確認日	
担当者	
確認結果	☐ 危険性の高いコンクリートブロック塀(ブロック塀等)に 該当します。
	☐ 危険性の高いコンクリートブロック塀(ブロック塀等)に 該当しません。

様式第 3 号（第 8 条関係）

組積造の塀の点検表

年 月 日

（宛先）狭山市長

（申請者）住 所
（フリガナ）
 氏 名
 電話番号

補助金の申請にあたり、所有する組積造の塀（石塀、れんが塀、万年塀、その他の積組造の塀）を次のとおり点検いたしましたので、危険なブロック塀等に該当することを確認願います。

なお、点検の結果は事実と相違ありません。

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	地表面からの1.2m以下である	はい	いいえ
2	塀の厚さ	最下段の厚さが高さの10/100以上ある	はい	いいえ
3	控壁	4 m以内ごとに塀の厚さの1.5倍以上突出している 又は、最下段の厚さが高さの15/100以上ある	はい	いいえ
4	基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ (不明)
5	傾き ひび割れ	全体的に傾いている 又は 1 mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
7	その他	塀が土留めを兼ねている、又は石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
判定				
	7 項目のうち、1 つ以上の不適合がある		いいえ	はい
	道路からの高さが 1 m 以上ある		いいえ	はい

狭山市確認欄	
確認日	
担当者	
確認結果	☐ 危険性の高い組積造の塀(ブロック塀等)に 該当します。
	☐ 危険性の高い組積造の塀(ブロック塀等)に 該当しません。

様式あ号

年 月 日

(宛先) 狹山市長

申請者

住所

氏名

塀の所有者

① 住所

(フリガナ)

氏名

② 住所

(フリガナ)

氏名

③ 住所

(フリガナ)

氏名

(共有名義人が4人以上いるときは、4人目以降の方の
住所、氏名は別紙に記入し、添付してください。)

同意書

私（私たち）は、狹山市危険ブロック塀等改修事業補助金交付要綱に基づき、市税の納付状況について確認することを同意します。

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

狭山市危険ブロック塀等改修事業実績報告書

年 月 日

（宛先）狭山市長

（申請者）住 所

（フリガナ）

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で決定のあった狭山市危険ブロック
塀等改修事業については、下記のとおり事業が完了したので報告します。

記

事業の実施場所	狭山市
交付決定額	金 円
事業の着手年月日	年 月 日
事業の完了年月日	年 月 日

[添付書類] ☐ 工事契約書の写し
☐ 工事施工業者の領収書の写し
☐ 工事完了後の写真
☐ その他市長が必要と認める書類

狭山市危険ブロック塀等改修事業補助金請求書

年 月 日

（宛先）狭山市長

（申請者）住 所
（フリガナ）
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金交付額確定通知を受けたので、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

金 額	十万	万	千	百	十	一	円
--------	----	---	---	---	---	---	---

2 振込先

振込先金融機関	金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協 労働金庫				本・支店名		
	口座の種別	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む）						
	口 座 番 号							
	フリガナ							
	口座名義人							

[添付書類]

☐請求書（市様式）

請 求 書

請求年月日 年 月 日

(宛先) 埼玉県狭山市長

債権者住所

会社印

債権者氏名
(代表者氏名)

代表者印

登録番号

担当課・ 納品場所	
契約番号	

※契約検査課発注の場合は契約番号を記入してください。

担当者氏名	
連絡先 電話番号	

下記の金額を請求します。

品名又は名称・規格	数量（人数）	単価	金額（円）
請求金額（¥を記入してください）			

※狭山市に債権者登録のある方は、債権者番号を記入してください。

債権者番号	
-------	--

※狭山市に債権者登録のない方は、振込先口座を記入してください。

振込先	金融機関名	支店名	口座種別	口座番号					
			1. 普通						
			2. 当座						
	口座名義（カナ）								

(狭山市使用欄)

受付印

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

狭山市危険ブロック塀等改修事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）狭山市長

（申請者）住 所

（フリガナ）

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で決定のあった危険ブロック塀等改修事業を変更することについて、次のとおり申請します。

記

変更内容

変更前	変更後



■お問合せ先

狭山市 都市建設部 建築審査課 建築審査担当

所在地：〒350-1380

狭山市入間川1丁目23番5号

電話：04-2953-1111 内線2171・2172

FAX：04-2954-8877

E-Mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

狭山市公式ウェブサイト：<http://www.city.sayama.saitama.jp/>

様式第7号（第10条関係）

狭山市危険ブロック塀等改修事業補助金交付辞退届

年 月 日

（宛先）狭山市長

郵便番号

住 所

（フリガナ）

（申請者）氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で狭山市危険ブロック塀等改修事業補助金交付決定通知を受けましたが、下記の理由により辞退します。

記

1 辞退理由